

ケア業界の 健保設立に向けて

全国ケア業健康保険組合準備委員会代表理事
川添高志

筆者は今、ケア業界で働く人のための全国ケア業健康保険組合（以下、ケア健保）を組織しようと準備を進めています。これまで筆者は医療・介護のプレイヤーとして取り組んできましたが、保険者サイドとしても貢献していきたいと考えています。ここでは、なぜケア健保をつくる必要があり、それがどのような社会課題を解決するのかについて解説します。

そもそも健保組合とは？

健康保険組合は、健康保険法と関係法令・規則に基づき、本来であれば国が行うべき事業です。ただし、事業所で働く被保険者が常時700人以上いる場合、または同種・同業の複数の事業所で働く被保険者の総計が3000人以上になる場合は、厚生労働大臣の認可を受けて健康保険組合を設立することができる、とされています。前者は単一健保、後者は総合健保と呼び分けられます。

2023年6月1日、筆者を含めた訪問看護や介護等の経営者が集まり、総合健保をつくることを目指して、任意団体「全国ケア業健康保険組合準備委員会」を設立しました。2025年4月のケア健保設立を目指し、今はウェブサイト (<https://www.carekenpo.com/>) を立ち上げ、また、情報を発信して業界関係者への周知を進めている段階です。2024年7月の執筆時点で、介護事業者等の22社が参加し、総従事者数は3000人を超えました。

ケア健保のビジョン

訪問看護・介護等の事業者は小規模なところがほとんどです。現在、多くの事業者が、他業種の中小企業と同様、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入しているのではないのでしょうか。協会けんぽの保険料率は、医療保険と介護保険を併せて11～12%というところだと思います。

一方、私たちが準備を進めている総合健保であれば、加入希望の事業者の報酬や医療費、年齢などをもとに試算した結果、保険料率を10%程度

に抑制できる見込みが立っています。従事者の年収を500万円として保険料率が1%下がるならば、額としては5万円ほど抑制できるということになります。保険料率を抑えることができれば、事業者は賃上げなどに回して人材の確保・定着策を取ることができますし、従事者としては手取り額が増えることになります。事業者・従事者双方にとってメリットがあることと言えます。

ケア健保として行うことをまとめましょう。私たちは、従事者一人ひとりに対する健康支援を行い、従事者一人ひとりが健康増進を図り、医療費や介護費を抑制します。その結果として、健保の支出が減り、保険料の低減を図り、事業者の利益と従事者の可処分所得を増加させます。ひいては、従事者の定着や事業者の事業の充実を促進させ、ケア業界の発展およびケア利用者への品質向上に寄与したい、そう考えています。

参加者がケア健保に関心を持った理由は

すでに参加に手揚げした22社の事業者にも、ケア健保に関心を持った理由を調査してみました（N=22、複数回答可）。結果は次の通りでした。「1位：保険料の負担軽減（95%）」「2位：健康増進して医療費抑制や保険料抑制に貢献するという組合理念への共感（45%）」「3位：保険給付や福利厚生の実（41%）」「4位：職員満足度の向上（41%）」「5位：採用候補者への訴求力向上（27%）」「6位：健保としてのPHR活用などへの期待（23%）」「7位：組合企業同士のネットワーキング（23%）」。

やはり、皆さんは前述の通りの効果を期待し、参加に手揚げしてくださったのだと分かります。

設立趣旨に賛同してくださる事業者の方がいたら、ぜひご連絡ください。

●全国ケア業健康保険組合準備委員会

<https://www.carekenpo.com/>